○佐世保市旅館業法施行条例

平成24年12月19日条例第77号

佐世保市旅館業法施行条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第３条第２項、第３項第３号、第４項、第４条第２項及び第５条第３号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第１条第１項第11号、第２項第10号、第３項第７号及び第４項第５号の規定に基づき、構造設備の基準、施設について講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、宿泊を拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第２条**　この条例において「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

２　この条例において「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

３　この条例において「上り用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

４　この条例において「上り用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

５　この条例において「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

（構造設備の基準）

**第３条**　法第３条第２項及び政令第１条第１項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(１)　適当な規模の従業員室を設けること。

(２)　宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の便所を有すること。

(３)　共同用の洗面所と便所は、区画すること。

(４)　便所には、流水式の手洗装置を設けること。

(５)　共同用の浴室には、脱衣室を設け、衣類を収納する保管設備を設けること。

(６)　寝具類は、定員数以上を有すること。

(７)　浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の構造設備は、次に掲げるものとすること。

イ　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第９項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。

ロ　原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。

ハ　浴槽における原水又は原湯は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

ニ　ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は１時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、そのろ過器のろ材は十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設置すること。

ホ　ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分で循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。

ヘ　ろ過器を設置する場合、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

ト　オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

チ　気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を使用する構造でないこと。

リ　打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

ヌ　気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ル　内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

２　法第３条第２項及び政令第１条第２項第10号に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(１)　適当な規模の従業員室を設けること。

(２)　共同用の洗面所と便所は、区画すること。

(３)　便所は、適当な防臭の設備を設け、ねずみ、衛生害虫等の防除の設備を設け、及び流水式の手洗装置を設けること。

(４)　便所は、水洗便所とすること（土地の状況その他やむを得ない事情があり、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合を除く。）。

(５)　共同用の浴室には、脱衣室を設け、衣類を収納する保管設備を設けること。

(６)　寝具類は、定員数以上（修学旅行等団体宿泊者を取り扱うものにあっては、宿泊者の需要を満たすために充分な数）を有すること。

(７)　浴室の構造設備は、前項第７号の規定による基準によること。

３　法第３条第２項及び政令第１条第３項第７号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(１)　階層式寝台の規格は、おおむね幅0.9メートル、長さ1.8メートルとすること。

(２)　簡易宿所の設置場所が、学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該学校から客室その他の設備の内部を見とおすことを遮ることができる設備を有すること。

(３)　前２号に規定するもののほか、簡易宿所営業の施設は、前項第１号から第３号まで、第５号及び第６号の規定による基準によること。

(４)　浴室の構造設備は、第１項第７号の規定による基準によること。

４　法第３条第２項及び政令第１条第４項第５号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(１)　客室の床面積が７平方メートル以上であること。

(２)　浴室の構造設備は、第１項第７号の規定による基準によること。

（施設について講ずべき措置）

**第４条**　法第４条第２項の措置の基準は、次のとおりとする。

(１)　換気、採光、照明及び防湿に関しては、次に掲げる措置を講じること。

イ　客室、食堂その他営業に供する場所は、自然光線を十分にとり入れ、空気の流れを良くする構造であること。

ロ　客室、食堂及び洗面所の照明は、50ルクス以上であること。

ハ　浴室、廊下、便所及びその他の場所の照明は、20ルクス以上であること。

(２)　施設の内外は、常に清潔に保ち、ねずみ、衛生害虫等の防除の措置を講ずること。

(３)　客室の定員は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める基準とすること。ただし、市長は、修学旅行者等多人数の団体宿泊を取り扱う場合にあっては、イ及びロに掲げる基準を緩和することができる。

イ　ホテル営業及び旅館営業の場合　洋室にあっては、4.5平方メートルにつき１人、和室にあっては、3.3平方メートルにつき１人

ロ　簡易宿所営業の場合　2.4平方メートルにつき１人

ハ　下宿営業の場合　4.5平方メートルにつき１人

(４)　寝具等の取扱いに関しては、次に掲げる措置を講じること。

イ　かけ布団の人体に接する部分は、白布等で包むこと。

ロ　敷布、枕カバー及びゆかたは、宿泊者ごとに洗濯したものと取り替えること。

ハ　寝具は、適切な方法により洗濯等を行うこと。

(５)　浴室（宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。）の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講じること。

イ　水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

ロ　貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

ハ　定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ニ　浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

ホ　浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、１週間に１回以上完全に換水すること。

ヘ　ろ過器を使用している浴槽は、１週間に１回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

ト　浴槽水は、イの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、１リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は検査の日から３年間保管すること。

チ　トの場合において、循環配管を設置している場合にあっては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

リ　消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ヌ　集毛器は、毎日清掃すること。

ル　洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

ヲ　水質検査は１年に、毎日完全に換水している浴槽水にあっては１回以上、連日使用型循環浴槽水にあっては２回（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には４回）以上行うとともに、その検査結果は検査の日から３年間保管すること。この場合において、当該検査結果がイの基準を超えていた場合には、その旨を市長に届け出ること。

ワ　回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

カ　浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ヨ　打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ　脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

レ　営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にその旨を周知徹底させるとともに、営業者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

（社会教育に関する施設等）

**第５条**　法第３条第３項第３号の条例で定めるものは、次の各号に掲げる施設のうち、主として児童若しくは生徒の利用に供されるもの又は多数の児童若しくは生徒の利用に供されるもので、当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認められるものとする。

(１)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所で一時保護施設を有するもの

(２)　へき地保育所

(３)　社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく公民館

(４)　図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館

(５)　博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館その他博物館相当施設

(６)　児童科学館、児童文化館、青少年教育センターその他の青少年教育施設

(７)　都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園

(８)　スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づく体育施設

(９)　前各号に掲げる施設に類するもの及び教育に関する施設のうち市長が必要と認めるもの

２　法第３条第４項の条例で定める者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(１)　当該施設の設置者が国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する法人をいう。）であるときは、当該施設の長

(２)　当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長

(３)　前２号に掲げる施設以外の施設であって、当該施設について監督庁があるときは、当該監督庁

(４)　その他の施設であるときは、市長

（宿泊の拒否）

**第６条**　法第５条第３号の規定により、営業者が客の宿泊を拒むことができる場合は、次のとおりとする。

(１)　身体、衣服等が著しく不潔で、他の客に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(２)　泥酔その他粗暴の行為により、他の客に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(３)　その他正当な理由があるとき。

（委任）

**第７条**　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附　則**

この条例は、平成25年４月１日から施行する